

転入・転出などに伴う手続きに対応

3月25日土・4月2日日 午前8時30分～午後4時 臨時窓口を開設します

▶転入・転出が多くなる3月の最終土曜日と4月の第1日曜日に、混雑緩和のため、一部窓口を開設しますので、ご利用ください。

開設は本庁のみ

市民課・保険年金課・税務課・収納対策課・社会福祉課・こども福祉課・高齢福祉課

取扱業務

①転入・転出・転居の手続き（国民健康保険の加入と脱退、国民年金の加入、マル福申請、後期高齢者医療申請、介護保険申請、障害者手帳などの住所変更、児童手当・児童扶養手当の申請）

※他団体への確認が必要な手続きは除きます。

②各種証明書の交付（住民票の写し、戸籍、印鑑登録証明書、税証明書など）

③マイナンバーカードの申請・交付 ④市税などの納税相談と納付

問本市民課 TEL 23-7307

#申請ナビ #書かない窓口 #石岡市

窓口での手続きがスムーズに！

事前に申請ナビシステムを利用しよう



<申請ナビシステムのメリット>

- ・窓口で申請書を手書きする必要がない
- ・市役所に行く前に自宅などで入力出来る

<利用可能な手続き>

- ・証明書の発行手続き（住民票の写し、印鑑登録証明書）
- ・引越しに関する手続き（転入届、転居届、転出届）



**市役所での
滞在時間が短縮**

利用方法

1. スマートフォン、パソコンなどから専用サイトへアクセス
2. 必要事項を入力
3. 入力後に表示される二次元コードを、市役所の窓口で提示



専用サイト▲

※使い方がわからない人は、窓口職員へお問い合わせください。

問本情報政策課 TEL 23-7288

3月1日～7日は春季全国火災予防運動が実施されます！

～灯油ストーブの取り扱いに注意～

春先は空気が乾燥し風の強い日が多いため、1年でもっとも火災が起こりやすい季節です。ストーブの近くに洋服などの燃えやすい物を置くと火災の原因となります。また、消毒用アルコールなどは可燃性蒸気が発生するので、火気の近くで使用すると引火し火災になる危険性があります。

燃料である灯油の取り扱いにも注意が必要です。古くなった灯油は異常燃焼やストーブなどの故障につながります。来シーズンに持ち越さないよう計画的に購入しましょう。

～火事から逃げ遅れを防ぐ住宅用火災警報器～

住宅用火災警報器の交換時期は10年が目安です。もしもの時のために作動確認をしましょう。

まだ設置していない場合は、自分そして家族の命を火災から守るために設置しましょう。

※消防署では、消火器や住宅用火災警報器の販売はしていません。消防職員を名乗った「かたり商法」には十分注意してください。

■ 消防本部 予防課 TEL 23-0119

令和4年 石岡市の火災・救急・救助の件数

■ 消防本部 警防課 TEL 23-0119

>> 火災件数は2件増加

▶令和4年中に発生した火災件数は27件で、前年の25件に比べると2件増加しています。うち、建物火災は17件です。



たき火の不始末やガスコンロの消し忘れが主な出火原因ですが、放火の疑いがある出火もありました。放火を防ぐためにも、屋外にごみや段ボールなどを放置しないようにしましょう。



件名	件数	
	R4	前年比
建物火災	17	2
林野火災	2	1
車両火災	1	▲4
その他	7	3
計	27	2

>> 救急出動件数は563件増加

▶令和4年中に発生した救急出動件数は3997件で、前年に比べると563件増加しています。

件名	件数	
	R4	前年比
急病	2741	526
交通	231	▲15
一般負傷	548	62
その他	477	▲10
計	3997	563

>> 救助件数は5件減少

▶救助出動件数は57件で、前年と比較すると5件減少しました。近年では異常気象による大雨で、道路冠水や川の氾濫など、災害が多く発生しています。消防署では水難救助資器材を整備して水難事故に備えています。

件名	件数	
	R4	前年比
交通事故	23	▲4
火災	7	0
水難事故	0	▲2
その他	27	1
計	57	▲5